

特定非営利活動法人下川淵学童保育所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人下川淵学童保育所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市鶴光路町38番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会における共働きの家庭、母子家庭、父子家庭等の児童を対象に、放課後の安全と健康を守るとともに、集団生活の中での健全な遊び、スポーツ、学習等の機会を提供することにより、心身ともに健やかな児童の成長に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童クラブの運営に関すること。
- (2) 保育内容の向上、充実に関すること。
- (3) 児童育成運動の発展に関すること。
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要と認められること。

第2章 会員

(会員)

第6条 この法人は、会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員の入会に特に条件を定めない。

- 2 入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費は、無料とする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員から退会届出書が提出され、理事会で承認されたとき。
- (2) 第11条の規定に基づき、除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、前条第1項第1号の規定に基づき退会する場合は、理事長が別に定める退会届出書を理事長に提出するものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び副理事長以外の理事は、次の各号に掲げる業務を分掌し担当する。
 - (1) 事務局総務に関する業務
 - (2) 財務、会計に関する業務
 - (3) 市連協に関する業務
 - (4) 行事に関する業務
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 15 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、無報酬とする。ただし、役員がその職務を執行するために要した費用は、実費弁償を受けることができる。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長、指導員を置く。なお、事務局長は理事が兼務する。

2 指導員は、理事長が任免する。

3 理事長は、指導員の就業に関する必要事項を別途定める。

第 4 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 監事の選任又は解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権等)

第 28 条 会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第 26 条、第 27 条、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入所金及び保育費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る活動に関する資産とする。

(財産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会及び総会の議決を得なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決による。

（事業報告及び決算）

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の決議を行うときは、会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

（残余財産の処分）

第 50 条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日（平成16年7月13日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年5月末日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。

別 表

役 職 名	氏 名	備 考
理 事	内山 仁資	理 事 長
〃	石橋 和夫	副理事長
〃	樋口裕一郎	
〃	内山 晋二	会 計
〃	久保田朋美	書 記
監 事	角田 好	
〃	石原 良雄	

附則

- 1 改正後の定款は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 改正後の定款は、平成18年4月28日から施行する。
- 3 改正後の定款は、平成20年5月14日から施行する。
- 4 改正後の定款は、平成21年5月22日から施行する。
- 5 平成21年8月8日一部変更（第2条、第12条、第13条、第15条関係）
- 6 令和 年 月 日一部変更（第2条、第12条、第13条、第15条、第39条、第44条、第45条関係）